

～実績報告に係る Q&A～

本事業について														
1	事業内容を教えてください。	<p>この事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内の障害福祉サービス等事業所で働く職員が ・ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師（以下、「社会、介護、精神、心理師」という。）を取得するための経費について ・ 法人が支出した経費 <p>について、その 1/2 を助成する制度です。</p>												
2	<p>現任介護職員資格取得支援事業（以下、「現任介護」という。）と現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業（以下「現任障害」という。）の違いを教えてください。</p>	<p>現任介護は、「都内に在住する<u>介護サービスを提供する事業所</u>」を対象としているのに対して、現任障害は「都内に所在する<u>障害福祉サービス等を提供する民間の事業所</u>」が対象です。</p> <p>また、現任介護は「1 法人につき 10 名まで」申請可能ですが、現任障害は「1 事業所につき 1 名まで」が助成可能で法人単位での制限はありません。</p> <p>さらに、対象国家資格試験は現任介護が「介護福祉士国家資格試験」のみに対して、現任障害は「介護」だけでなく「<u>社会</u>」「<u>精神</u>」「<u>心理師</u>」も対象となります。</p> <p>窓口、担当者も異なるため申請の際には御注意ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現任介護</th> <th>現任障害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業所</td> <td>介護サービス事業所</td> <td>障害福祉サービス等事業所</td> </tr> <tr> <td>助成基準</td> <td>1 法人につき 10 名まで</td> <td>1 事業所 1 名まで</td> </tr> <tr> <td>対象となる国家資格</td> <td>介護のみ</td> <td>社会 介護 精神 心理師</td> </tr> </tbody> </table>		現任介護	現任障害	対象事業所	介護サービス事業所	障害福祉サービス等事業所	助成基準	1 法人につき 10 名まで	1 事業所 1 名まで	対象となる国家資格	介護のみ	社会 介護 精神 心理師
	現任介護	現任障害												
対象事業所	介護サービス事業所	障害福祉サービス等事業所												
助成基準	1 法人につき 10 名まで	1 事業所 1 名まで												
対象となる国家資格	介護のみ	社会 介護 精神 心理師												

～実績報告に係る Q&A～

対象資格について		
3	当初申請した資格試験を変更することは可能ですか。	変更はできません。 例：) 社会福祉士国家試験→精神保健福祉士への変更
対象経費について		
4	領収書類の日付について、対象期間はありますか。	助成対象となる領収書の日付は、原則、令和2年4月1日から令和3年3月31日(ただし、心理師は令和元年10月1日から令和3年2月28日)までのものになります。
5	<u>過去に対象者が支払い</u> をした「 <u>実務者研修費用</u> 」や「 <u>養成学校費用</u> 」及び「 <u>現任講習会費用</u> 」の領収書は対象となりますか。	<u>助成対象となります。</u> ただし、令和2年4月1日から令和3年3月31日(ただし、心理師は令和元年10月1日から令和3年2月28日)までの間に法人が対象者へ支払った場合のみとなります。
6	対象者が立替払いした分も助成対象となりますか。	<u>助成対象となります。</u> 対象者本人が立て替えて支払った場合でも、令和2年4月1日から令和3年3月31日(ただし、心理師は令和元年10月1日から令和3年2月28日)までの間に、法人が対象者へ支払う必要があります。
7	法人が対象者に支払いをしたとの証明はどのようにすればよいですか。	法人が対象者に対してその経費を支払い、対象者の受領印を押印した『支払証明書』の提出により証明となります。
8	次の経費も対象になりますか。 受験申込書類の <u>郵送料</u> 受験用写真等に確認票に貼付する <u>写真代</u> 受験料の振込 <u>手数料</u> 講習会参加の際の <u>交通費</u> 合格後の免許登録税や <u>登録手数料</u> 受験する際に前泊したホ	いずれの経費も <u>助成対象とはなりません。</u> *その他の経費で御不明な点がありましたら、事前にお問い合わせください。

～実績報告に係る Q&A～

	<p>テル等の<u>宿泊代</u></p>	
9	<p>スマホのアプリは助成対象ですか。</p>	<p>助成対象となります。購入したアプリ名、購入者名、購入金額、購入した日付が分かる箇所のコピーを御提出ください。</p> <p>例【購入済】の画面のコピー 通信会社の請求書の該当部分のコピー 引落し口座の該当部分のコピー</p> <p>なお、経費内訳については、【参考図書費用】の欄に計上してください。</p>
10	<p>外部受験対策講座の領収書を紛失したため『銀行のご利用明細書』のコピーを提出したいのですが、この『銀行のご利用明細書』には講座名の記載がありません。</p> <p>また、パンフレットが手元になく、HP画面も更新されておりプリントアウトできません。この場合は、どうしたらよいですか。</p>	<p>講座名が判らない場合は審査が出来ませんので、その講座で使用した『テキスト』の表紙を御提出ください。</p> <p>万が一、テキストの表紙が提出できない場合は、『銀行のご利用明細書』を貼付した領収書類添付様式の余白部分に、講座名を記入して御提出ください。</p> <p>事務局で可能な限り審査をしますが、本来は領収書の提出が必須となっておりますので、助成対象外になる可能性もあります。予め御承知おきください。</p>
11	<p>講習会の受講開始が4月のため、受講料の納入期限が前年度でした。この場合は、助成対象となりますか。</p>	<p>■法人が前年度（令和2年4月以前（心理師は令和元年10月以前））に支払をした場合 助成対象とはなりません。</p> <p>■個人が前年度に支払をした場合 助成対象となります。ただし法人の支払いが令和2年4月1日から令和3年3月31日（ただし、心理師は令和元年10月1日から令和3年2月28日）であることが前提です。</p>

～実績報告に係る Q&A～

1 2	養成学校等への入学金は、助成対象となりますか。	<u>助成対象となります。</u>
1 3	PC サイトより対策講座などの受講を申し、クレジットカードで支払いをしたので、領収書が無く、代わりに『ご利用代金請求明細書』を提出したいのですが、他に必要な書類はありますか。	『ご利用代金請求明細書』の他に、『受講証』や『修了証書』など受験した資格の内容だと分かる書類の写しを、領収書に付随する添付書類として御提出ください。
1 4	既に領収書類を提出したのですが、実績報告時にも提出しますか。	既に御提出いただいた領収書類に関しましては、改めてお送りいただく必要はございません。
対象者について		
1 5	申請した対象者が退職してしまいました。どうすればよいですか。	法人がその退職者を支援され、なおかつ必要書類を御提出いただけるのであれ助成金請求は可能です。 法人が支援をしていない場合、取下げとして『別記様式第2号』に氏名・事業所名・受験結果を記入し、助成金請求額は0円としてください。
1 6	対象者が退職したため、試験の合否が分かりません。どのようにしたらよいですか。	不明の場合は、備考欄に「合否不明」と記入してください。
1 7	途中で対象者を別の職員に変更できますか。	変更できません。

～実績報告に係る Q&A～

申請様式について		
18	<p>交付申請の際に提出した『別記様式第1号-2』（経費内訳書）の「1事業計画内訳」は変更可能ですか。</p>	<p>変更可能です。ただし交付予定額を超えて変更することはできません。</p>
19	<p>『振替払込請求書兼受領証』をなくしてしまいました。 この場合どうすればよいですか。</p>	<p>令和3年4月6日（火）までに、『受験票のコピー』を『受験票添付様式』（別紙3）に貼付し、御提出いただきます。 こちらの提出がない場合、試験を受けた確認が取れないため、助成対象外となります。</p>
20	<p>領収書の提出が4月6日（火）に間に合いません。この場合どうすればよいですか。</p>	<p>実績報告時に領収書類の提出がない場合、該当経費の審査ができず、0円になる可能性があります。</p>
21	<p>『支払証明書』についておしえてください。</p>	<p>『支払証明書』とは、対象者が経費を立替払いしている場合に、法人が対象者に立替分の清算を行ったという証明として提出する書類です。そのため必ず対象者の押印が必要となります。 また、法人が当初より経費を負担しており、対象者の立替がない場合は、『支払証明書』の提出は不要です。</p>
22	<p>提出をした『支払証明書』の法人支払日や金額を訂正するには、どうすればよいですか。</p>	<p>一旦原本を返却しますので、訂正をしてください。訂正印は、法人担当者個人の印鑑でも構いません。訂正後は速達郵便もしくは財団に持込してください。提出が遅れると、審査対象外（0円）になりますので、早急をお願いいたします。</p>
23	<p>法人が当初より負担をした場合（対象者個人が支払いをしていない）、『支払証明書』等の記入は、どうしたらよいですか。</p>	<p>■領収書の宛名が法人名の場合 該当の対象経費については『支払証明書』への記載は不要です。『領収書添付』に領収書を貼付し、『経費内訳書』への記入をお願いいたします。</p> <p>■領収書の宛名が個人で、法人が直接振込をした場合 該当の対象経費については、『支払証明書』への記載は不要です。『領収書添付様式』に領収書を貼付し、余白部</p>

～実績報告に係る Q&A～

		分に「法人直接払い」と明記、『経費内訳書』への記入をお願いいたします。
24	『支払証明書』に不要な経費を記入してしまいました。作成し直しですか。	対象経費だけを審査しますので、そのまま提出してください。
25	様式に誤って、記入してしまった際に、修正テープを使用してもいいですか。	修正テープは使用しないでください。作成し直すか、訂正印を押印のうえ再度記入をし直して御提出ください。
26	交付申請時に提出した『口座振替依頼書』の口座名義に変更がありました。どのような手続きをすればよいですか。	4月実績報告の際に、『口座振替依頼書変更届』（別紙4）を記入し、新しい通帳のコピーを貼付し、御提出ください。
27	『受領委任状』（別紙5）はどういう時に必要になりますか。	法人名義の口座でなく、事業所の施設長等の口座を振込先としたいときに提出が必要になります。 委任する場合は、財団のHPからダウンロードし、作成してください。
交付予定額について		
28	交付予定額とは何ですか。	「交付予定額」とは、試験に合格し、提出書類の審査に相当であると認められた場合に、申請法人が受け取れる金額になります。
29	4月の実績報告で、交付予定額を超えて請求することは可能ですか。	いかなる理由であっても、 <u>交付予定額を超えての請求はできません。</u>
30	交付予定額決定通知に記載されている「交付決定番号」とは何に使用しますか。	実績報告時に御提出いただく『別記様式第2号』（実績報告書兼請求書）に記入していただく欄があります。大切に保管してください。

～実績報告に係る Q&A～

合格証について		
3 1	合格証の取扱いについて教えてください。	合格証は原本ではなく、コピーをとってください。『経費内訳書』（別記様式第 2 号—2）の後ろにつけ、ホチキス留めをし、お送りください。 登録証の送付は不要です。
3 2	合格証の提出が間に合いません。どうしたらよいですか。	『受験票』の写しと、試験センターHP の合格者発表に載っている該当の受験番号のコピーを『合格証』の代わりに提出してください。その後『合格証』が届き次第、早急に当財団まで FAX をお願いいたします。
その他		
3 3	「教育訓練給付金」を受けました。この場合、助成対象となりますか。	教育訓練給付金の該当金額以外については、 <u>助成対象となります。</u>
3 4	申請を取下げること（全部又は一部）は可能ですか。	取下げは可能です。 ただし、合否の確認をしなければならぬため、『別記様式第 2 号』（実績報告書兼請求書）のみ御提出いただきます。
3 5	不合格の場合、どうしたらよいですか。	<p>■法人が支援をする場合 →受験手数料のみ助成となります</p> <p>■法人が支援をしない場合 →取下げ（0 円）として『別記様式第 2 号 法人助成金請求額内訳』の欄に 0 円と記入してください。</p>
3 6	不合格の場合、次年度も申請することは可能ですか。	申請は可能です。 今年度不合格の方が次年度も再度受験された場合は、次年度の助成対象として申請いただけます。 ただし、 <u>資格によって助成対象期間等が異なるため、必ず次年度の助成金交付実施要綱をご確認のうえ、申請してください。</u>